

III 林業

【解説】

ここには、「農林業センサス農林業経営体調査及び農山村地域調査」、「生産林業所得統計」及び「木材統計調査」結果から、林業経営体数、林野面積、生産林業所得、素材生産・入荷量、製材業及び木材チップ製造業等に関する統計を収録した。

1 調査の概要

(1) 農林業センサス農林業経営体調査

2015年農林業センサス結果（平成27年2月1日現在調査）を掲載した。

農林業センサス農林業経営体調査については、「I 農業の部 1 農林業経営体」の項（3ページ）を参照。

(2) 農林業センサス農山村地域調査

2015年農林業センサス結果を掲載した。

ア 調査対象

全国の市区町村を対象。

イ 調査方法（調査の実施系統）

市区町村調査は、往復郵送調査（農林水産省－地方統計組織－市区町村）又はオンライン調査による。

(3) 生産林業所得統計

ア 目的

都道府県を推計単位として、林業に関する各種統計等を用い、各地域における林業生産の実態を、金額で評価することにより明らかにし、林業行政の推進に必要な資料を整備することを目的としている。

イ 推計対象

推計の対象とした林産物は、次のとおりである。

(ア) 木材生産

針葉樹（すぎ、ひのき、あかまつ・くろまつ、からまつ・えぞまつ・とどまつ、その他）、広葉樹、竹材

(イ) 薪炭生産

まき、木炭（黒炭・白炭・竹炭・粉炭）

(ウ) 栽培きのこ類生産

生しいたけ、乾燥しいたけ、なめこ、えのきたけ、ひらたけ、ぶなしめじ、まいたけ、エリンギ、その他

(エ) 林野副産物採取

まったくけ、その他（天然物のわさび、くり、くるみ、木ろう、生うるし）

ウ 推計期間

1月1日から12月31日までの1年間

エ 推計方法

林産物の生産量及び価格に関する諸統計等を用いて推計した。

具体的には、各林産物の生産量（木材統計調査及び特用林産物生産統計調査等から得られる生産量）に価格（木材は木材流通統計調査等から推計した山元土場価格、その他は庭先販売価格）を乗じて産出額を推計し、これに林業経営統計調査等から得られた所得率を乗じて生産林業所得を推計した。

なお、所得率は次のとおり算出した。

$$\text{所得率} = \frac{\text{林業粗収益} (\text{経常補助金を含む}) - \text{物的経費} (\text{減価償却費、間接税を含む。})}{\text{林業粗収益}}$$

また、木材生産におけるパルプ用の産出額、薪炭生産におけるまきの産出額並びに林野副産物採取における木ろう及び生うるしの産出額については、全国値のみに含めている。

(4) 木材統計調査

ア 調査対象

全国の製材工場（製材用動力の出力数が7.5kW以上の工場）、合板工場及び木材チップ工場で、調査年の12月31日現在で事業を行っている工場及び休業中であってもその休業期間の開始時期が調査年の10月1日以降の工場を対象に行った。

イ 調査期日

12月31日現在

ウ 調査方法

オンライン、郵送又は統計調査員が調査対象の代表者に調査票を配布し、回収する自計調査の方法により行った。

なお、自計調査の方法により調査を実施できない場合は、統計調査員による当該代表者に対する面接調査の方法により行った。

2 調査上の主な約束事項（用語の定義等）

林業経営体	「I 農業の部 1 農林業経営体」の項（4ページ）を参照。
林野面積	現況森林面積と森林以外の草生地の面積を合わせたもののいい、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条に規定する地目では山林と原野の面積を合わせた面積に相当する。
森林面積	森林法第2条に規定する森林の面積をいい、具体的には次に掲げる基準による。 (ア) 木材が集団的に生育している土地及びその土地の上にある立木竹並びに木竹の集団的な成育に供される土地をいう。 (イ) 保安林や保安施設地区等の森林の施業に制限が加えられているものも森林に含めた。 (ウ) 国有林野の林地以外の土地（雑地（崩壊地、岩石地、草生地、高山帯など）、附帶地（苗畑敷、林道敷、作業道敷、レクリエーション施設敷など）及び貸地（道路用地、電気事業用地、採草放牧地など）は除いた。
現況森林面積	調査日現在の森林面積で、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画樹立時の森林計画を基準とし、計画樹立時以降の森林の移動面積を加減し、これに森林計画以外の森林面積を加えた面積をいう。
独立行政法人等	独立行政法人、国立大学法人、特殊法人が所有する土地をいう。

財産区	地方自治法第294条第1項に規定する財産区をいい、市区町村合併の際、集落や旧市区町村の所有していた土地について財産区を作り、地元住民が使用収益している土地をいう。 なお、財産区が生産森林組合に変わっている場合は私有とした。
素材	用材（薪炭材及びしいたけ原木を除く。）に供される丸太及びそま角をいい、輸入木材にあっては、大中角、盤及びその他の半製品を含む。
製材	長さ180cm以上の素材から、機械によって板類、ひき割類、ひき角類等を生産することをいう。
製材工場	製材を行う事業所をいい、移動製材工場を含む。 ただし、製材に用いる動力の出力数が7.5kW未満の工場は除く。
製材用動力	製材用機械を動かす原動力（モーター等）をいい、製材機の他、これに付属する設備（目立て機、巻上げ機、ベルトコンベア等）の動力を含む。
製材用素材入荷量	製材に供するために工場土場（工場に隣接している駅土場や貯木場も含む。）に入荷した素材の量で、転売したものを取り除き、賃びきを依頼されたものを含む。
木材チップ	チッパー等を用いて製造したパルプ、紙、纖維板及び削片板等の原料とする木材の小削片をいう。
木材チップ工場	素材、工場残材、林地残材及び解体材・廃材をチッパー等にかけて木材チップを製造する事業所をいう。 ここで、製材工場、合单板工場、家具・建具工場等との兼営工場は木材チップ工場に含めるが、製紙工場、パルプ工場、纖維板工場及び削片板工場における調木、原料製造の一工程として木材チップを製造しているものは除く。
木材チップ生産量	木材チップ工場におけるチップ生産量で、単位は絶乾重量（t）である。 なお、絶乾重量とは、含水率を検定して絶乾比重（含水率0%）に基づき算出された実重量である。
工場残材	製材工場、合单板工場及びその他木材加工工場で製品を製造した後にできる端材をいう。
林地残材	立木伐採後の林地において玉切り、造材により生じた根株、枝条等をいう。
解体材・廃材	家屋等を解体した際の古材並びに電柱材、足場丸太、くい丸太、まくら木等既に利用に供された木材をいう。